〈研究論文〉

教育を受ける権利における自由権的側面の権利内容

――学習権の判例に着目して――

松　原　　悠

〈研究論文〉

教育を受ける権利における自由権的側面の権利内容

――学習権の判例に着目して――

松原　悠

1．問題の所在と研究の目的

憲法26条の「教育を受ける権利」は，制定の当初から，憲法学において純粋な社会権として解釈されてきた（君塚, 2011, p. 11）。1955年ごろになると，国家による教育への介入の強化に対抗し，国民の権利や教育の自由論を導き出すために，教育学者によって，教育を受ける権利を学習権として解釈する学習権説が構築された（堀尾, 1979, pp.79－80）。学習権とは，「教育の方針・内容・方法を決定する権能を教育権……と言うが，これに対して，学習する主体の自発性・能動性に着目し，この面から教育に関する権利をとらえる概念」（牧, 2002, p. 326）である。学習権説は，学習の自由を原理とし（兼子, 1978, p. 228），教育を受ける権利が，社会権的側面（作為請求権）だけでなく，自由権的側面（不作為請求権）をも有することを強調して解釈する（牧, 2002, pp. 327-328）。そして現在，学習権説は，「教育を受ける権利」を解釈する学説の中で主流を占めるとされる（植野, 2014, p. 28）。

ここで問題となるのは，学習権という概念が生まれたことによって，学習者にとって，教育を受ける権利の自由権的側面におけるどのような権利内容が承認されてきたのかである。

そこで本稿は，教育を受ける権利の自由権的側面における権利内容を明らかにするために，裁判が承認あるいは否認してきた学習権の権利内容を明らかにすることを目的とする。

筑波大学大学院　人間総合科学研究科
教育基礎学専攻

学習権が権利内容を有することについて，学習権説が構築された1970年代当時，堀尾と牧は次のように述べている。「『教育を受ける権利』は……子どもの人権の中核をなす学習権の実定法的規定であり，子どもの学習権が，架空の，抽象的権利ではなく，現実的かつ有効な権利として認められたことを意味する」（堀尾, 1971, p. 311），「……『教育を受ける権利』として憲法上表現されている『教育の権利』は，少なくとも今日では，極めて能動的な権利，権利性を明確にした――宣言ではない――権利なのである。それは，学習権，発達権という言葉にも示されるように，自己自身を形成していく主体的な人権としてとらえられるのである」（牧, 1971, p. 17）。これらの記述から，学習権説が構築された当初から，学習権は「現実的かつ有効」で「権利性を明確にした」ものであると捉えられてきたことが確認される。

権利が「有効」で「権利性」をもつためには，権利に裁判で救済される程度の具体的な権利内容がなければならない。もし具体的な権利内容がなければ，その権利はまさに「架空の権利」となる。肝心なのは，学習権がどのような権利内容を有するのかである。

しかし，学習権の権利内容については，大島（2013）や籾岡（2013）によれば，学習権説が構築されてから現在までの間，十分に検討されてこなかったとされる。「……憲法学説や判例が学習権を承認したことによって，その第一義的主体である子どもが学習権を有することの具体的効果としてどのような権利・利益を持つのか，それらがいかなる性格のものかといった議論が

深められてきたようには思われない」（大島, 2013, p. 428），「……憲法学，教育学の分野では，肝心要の子どもの存在は背後に後退し，政治的イデオロギーの文脈で教育権の所在の議論が展開した時期が長く，『子ども』を中核においた議論がなされるようになってから日はまだ浅い」（籾岡, 2013, p. 106）。

このような課題状況を踏まえると，学習権という概念によって，学習者にとって，教育を受ける権利の自由権的側面におけるどのような権利内容がどのような論理で承認されてきたのかを検討する前提として，まず学習権がどのような権利内容を有するのかを明らかにしなければならないことになる。

2．研究の方法

権利がどのような権利内容を有するのかを明らかにする方法として，判例を分析する方法と学説を分析する方法がある。本稿では判例を分析し，学説の分析は今後の課題とする。判例を検索するにあたり，第一法規株式会社がウェブサイト(1)において提供する会員制の法情報総合データベース「D1-Law.com」の「判例体系」を利用する。「判例体系」には，2014年11月26日時点で229,513件の判例が収められている（第一法規株式会社, 2014a）。「判例体系」に収録されている判例集のうち，「学習権」という語を用いる判例を含むものの一覧を表１に示す。

対象とする判例は，2014年12月１日時点において，「D1-Law.com」における「判例体系」を「学習権」という文字列でフリーワード検索して検索結果として示されたもの(2)のうち，学習者を権利主体とする学習権の権利内容を記述したものとする。この検索により，「判例体系」における各判例データのうち，「本文」，「要旨」，「解説」のいずれかの中で「学習権」という語が用いられているものが抽出できる。なお本稿では，学習権の権利内容に関する検討が十分になされてこなかった経緯を踏まえ，学習権が有しうる，なるべくたくさんの権利内容を網羅的に収集することをねらう。そのため，下級審と上級審を区別せず分析の対象とする。

表１　「判例体系」収録判例集のうち「学習権」を用いる判例を含むものの一覧（2014年12月時点）

収録判例集名	収録範囲	
	開始	最終
最高裁判所民事判例集	1巻	68巻4号
最高裁判所刑事判例集	1巻	68巻4号
最高裁判所裁判集民事	1号	682号
高等裁判所民事判例集	1巻1号	54巻2号
高等裁判所刑事判例集	1巻1号	54巻2号
行政事件裁判例集	1巻	48巻 11・12号
訟務月報	1巻1号	60巻8号
裁判所時報	2号	1614号
判例時報	1号	2234号
判例タイムズ	1号	1405号
労働判例	175号	1099号
判例地方自治	1号	386号
裁判所ウェブサイト掲載判例		
地方公務員関係法令・実例・判例集		

（第一法規株式会社(2014b)）

学習権の権利内容について判断を下している記述を分析する枠組みとして，結城（2007）による学習権の保護領域・法益の区分を参照する。結城は学習権の保護領域・法益を，次の４つに区分している（結城, 2007, p. 136）。①ミニマムの保障を求める基本権は，「人が生存を維持」するための権利であると説明されていることから，学習権の社会権（作為請求権）的側面を指していると解される。学習者が，自らの学習のために学校・教師等が行うべき最小限度のことを，現実に行うように求める権利である。②発達権は，「人格の自由な発展を保障」する権利であると説明されていることから，大掴みには学習権の自由権（不作為請求権）的側面を指していると解される。ただし，「国・地方自治体の学校教育権能との関係においては，学校教育（制度）はそこにおいて各人の多様な能力や関心が発展できるように形成され，運営されるように求めることができる権利を含んでいる」と補足されていることから，単に国からの不当な介入を拒否するだけではなく，学習権の自由権的側面が保障されるよう国に対して条件整備を請求する権利も含まれていると考えられる。本稿ではこの権利も含めて「学習権の自由権的側面」と呼称する。③教育へのアクセス権は，「教育の機会均等の原則によって法原理的に担保されている

もの」と説明されていることから，教育上差別されない権利のことであると解される。④公教育運営への参加権は，公教育運営への生徒参加を根拠づける手段的権利と説明されている。

3．結果：判例にみる学習権の権利内容

2014年12月時点における D1-Law.com の判例データによると，「学習権」という語を用いる判例の数は122件であった。うち，学習者を権利主体とする学習権の権利内容に関する記述を含む判例[3]の数は22件であった。これら22件の判例の概要を，裁判年月日が新しい順に，表2に示す[4]。

これらの学習権の権利内容のうち裁判所が判断しているものを，先述した結城（2007）の4区分によって分類し，さらに権利内容を承認するものと否認するものに分類すると，次のようになる。4区分により分類し難いものは，⑤権利内容の全体に関わるものに分類した。各権利内容の末尾に付した括弧内の数字は，表2における判例番号を示す。

①ミニマムの保障を求める基本権

①−1　承認するもの

・授業放棄は生徒の学習権を侵害する(8, 14)
・卒業式への参加は学習権の内容をなす(22)
・教員の中に国旗に向かって起立し，国家を斉唱する教員とそれらを拒否する教員とがいた場合，児童・生徒が国旗・国歌について正しい認識を持ち，国旗・国歌を尊重する態度を学ぶことができなくなり，学習権の侵害に当たる(1)

これらはいずれも，国が学習者に対して最低限の学習機会を現実に保障しないことは学習権侵害にあたると判示している。ここで承認される学習権の権利内容は，学習者は国に最低限の学習機会を保障するよう請求することができるというものであり，これは学習権の社会権的側面の典型的な例である。国旗・国歌にまつわる権利問題は，思想・良心の自由が主題となることが多い。しかしこの例は，学校行事において国旗を掲揚し，国歌を斉唱する場面が，学習者にとって国旗・国歌を尊重する態度を学ぶ機会であるとの視点から，学習権の社会権的側面が主題となっている。

・小学校長は，科学的，教育的，心理学的，医学的見地から諸般の事情を考慮して総合的に評価した上で，障害を有する児童を特殊学級に入級させるか否かを決定すべき義務を負う(4)
・小学校長は，校内全体の人事配置の均衡を図りながら，教育的見地から諸般の事情を総合的に判断した上で，その配置を決定すべき義務を負う(4)
・在籍する小学校の教職員による違法な作為・不作為によって登校を拒絶するに至った場合等特段の事情が存する場合には，小学校長は，児童が再度登校をすることができるよう何らかの措置を講じるべき義務を負う(4)
・校長は，児童の校長室登校が決定されるにあたって，まず事実関係を正確に把握した上，児童を校長室登校させる必要性の有無及び期間はもとより，これが児童及び本件小学校全体の教育に及ぼす影響，更には校長室登校をした後児童をいつどのようにして教室に復帰させるか等の将来的な展望等を十分検討して慎重に判断すべき(5)
・心身障害を有する子どもは，学習権保障のあるべき内容について，その時々における障害児教育に関する科学と実践及び学校教育体系全体とのかかわりにおける様々な評価や，これらについての利害関係者の議論を踏まえた上で，極めて合目的的に判断されるべき(7)

これらは，特別な支援を必要とする学習者や不登校・校長室登校の学習者に対して教育的配慮を施すべきであると判示している。この考え方は，社会的弱者の保護を目的とする社会権の理念と合致する。

①−2　否認するもの

・学習権の一内容として卒業式に出席する権利を実定法上認めるべき根拠はない(20)

この論拠は，実定法上認めるべき根拠がない

表２　学習者を権利主体とする学習権の権利内容に関する記述を含む22件の判例の概要

判例番号	裁判年月日と出典／事件名／裁判結果 ◎要旨（判例データに基づく） 【「学習権」という語の使用者】・学習者を権利主体とする学習権の権利内容に関する記述（太字化と下線は引用者による）
1	東京高判平23年3月25日判自356号56頁／（事件名情報なし）／控訴棄却 ◎公立養護学校の記念式典において、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱することを教員に命ずる旨の校長の職務命令は、憲法19条に反しない。 【裁判所】・……国歌斉唱の指導を行うべき教員の中に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する教員とそれらを拒否する教員とがいた場合、……児童、生徒が国旗・国歌について正しい認識を持ち、国旗・国歌を尊重する態度を学ぶことができなくなる結果を招く。このことは児童、生徒が基礎的知識に属する事項を学ぶ上ではマイナスというほかないから、その意味では児童、生徒の学習権又は教育を受ける権利の侵害に当たると評価せざるを得ないものである。
2	東京高判平23年1月28日最民集66巻2号587頁／教職員国旗国歌訴訟控訴審判決／原判決取消、却下、棄却 ◎都教委の発出した国旗・国歌についての通達及びこれに基づく職務命令は、憲法１９条等に違反しておらず、適法である。 【裁判所】・思うに、憲法26条は、子どもの学習権を認め、教育はこの学習権を充足すべき責務として行われるべきことを定めたものである。しかしながら、……教育の内容及び方法を、誰がいかにして決定すべく、また、決定することができるかという問題に対する一定の結論は当然には導き出されないものの、……子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条等の規定上許されないと解することができる。
3	東京高判平15年10月1日訟月50巻7号2043頁／検定教科書履修義務不存在確認等請求控訴事件／一部却下、一部棄却 ◎個々の生徒又はその親に、憲法２６条……を根拠に、教科用図書の記載によって侵害されるべき法的利益の存在を肯定することはできないので、公立中学校生徒に給与された歴史・公民・地理の各教科用図書に違憲・違法な記述があり、それによって精神的苦痛を受けたことを理由として生徒とその親が行った……損害賠償請求には、理由がない。 【控訴人】・被控訴人らによって侵害された控訴人らの法律上保護された利益は、教育の自由、学習権ないしは誤った知識や一方的な観念を押し付けられず、又は特定の歴史観を強制されたり、歴史観の形成について干渉されないという人格的利益であり、これは憲法……２６条により法的に保護されたものである。子どもの学習権は、自由権としての憲法上の権利であり、その法的権利性を認めない原審の判断は誤りである。 【裁判所】・……この権能（教育内容を決定する国の権能、引用者注）は、個々の生徒又は親の個々の利益というより我が国の生徒全体の一般的、抽象的利益を擁護し、社会公共の利益と関心に応えるという目的から認められるものというべきであって、その意味では、個々の生徒に教育を受ける権利があり、あるいはその親に教育の義務及び自由があるといっても、その権利は一般的、抽象的権利というべきであり、各個人がどのような内容の教育を受けるかについて国又は自治体に対して具体的に要求することは憲法上保障されているものではないといわざるを得ない。
4	大阪地判平12年2月17日判時1741号101頁／損害賠償等請求事件／請求棄却 ◎障害を有する児童を特殊学級に入学させるか、普通学級に入学させるかの決定に際して、一般的には、小学校長に関係諸法令の定めるところによる教育環境整備義務があるとしつつ、具体的に当該義務の違反がないとして、市に対する損害賠償請求が棄却された事例。 【原告】・原告児童らは、……不登校の状態が長期間継続し、その結果教育を受ける権利、学習権を侵害され、学校教育における発達の機会を奪われた。 【裁判所】・……憲法二六条が保障する子どもの学習権とは、国家に対し、合理的な教育制度と施設を通じて適切な教育の場を提供することを要求する権利であると解するのが相当であり……その内容は立法府の裁量に相当程度委ねられているというべきである。 ・……市町村の教育委員会から児童の就学予定校として指定を受けた場合、小学校長は、就学予定児童が心身の故障等から教育上特別な取扱いを要する児童か否かを判断し、当該児童を特殊学級に入級させるか否かを決定すべき権限を有するとされている……。……右小学校長の権限も全くの自由裁量であると解することはできず、小学校長は、科学的、教育的、心理学的、医学的見地から諸般の事情を考慮して総合的に評価した上で、当該障害を有する児童を特殊学級に入級させるか否か決定すべき義務……を負っていると解すべきである。

	・……個々の児童の教育の在り方については、……子どもの学習権の性格上、子どもの個性に応じたより弾力的な対応が要請され、教師の自由な創意と工夫がより強く必要とされることとなる。……小学校長が、特殊学級に所属する個々の児童につき具体的な教育計画を策定する義務を当然に負っていると解するのは相当ではない。 ・……憲法二六条が、国に与えている教育内容の決定権限は、……全くの自由裁量であると解すべきではなく、小学校長は、校内全体の人事配置の均衡を図りながら、教育的見地から諸般の事情を総合的に判断した上で、その配置を決定すべき義務……を負っていると解すべきである。 ・……現代社会においては、子どもの教育を受ける権利の実現において公教育制度が極めて大きな役割を果しているのであるから、当該児童が、その在籍する小学校の教職員による違法な作為ないし不作為によって登校を拒絶するに至った場合等特段の事情が存する場合には、小学校長は、当該児童が再度登校をすることができるよう何らかの措置を講じるべき義務……を負うと解するのが相当である。
5	東京高判平11年11月15日労判788号60頁／横浜市（並木第1小学校）事件／棄却 ◎市立小学校の校長が、長期欠席の傾向にあった児童をクラス担任の了解を得ずに校長室登校とし、その2週間後に前記担任のクラスへ受け入れるよう求めたことに対し、これを拒んだことを主たる理由にされた当該教諭の学級担任を解任する処分が、合理的理由に基づくものとはいえず、各教師等の校務分掌に関する校長の決定権限の行使において裁量権限の逸脱又は濫用があったとして、違法とされた事例。 【裁判所】・……校長室登校は学校教育上通常予定されている教育方法ではなくこれを長期間続けることが望ましくないことは明らかであるから、児童の学習権を保障し適正な学校教育の実施について責任を負う校長としては、児童の校長室登校を決定するについて、まず事実関係を正確に把握した上、児童を校長室登校させる必要性の有無及び期間はもとより、これが児童及び本件小学校全体の教育に及ぼす影響、更には校長室登校をした後児童をいつどのようにして教室に復帰させるか等の将来的な展望等を十分検討して慎重に判断すべきものである。
6	大阪地判平6年12月20日判時1534号3頁／高槻市内申書非開示処分取消訴訟第一審判決／一部却下、一部認容 ◎公立中学校から公立高等学校に送付される生徒の調査書（いわゆる内申書）中、「総合所見」欄については非開示事由該当性を肯定し、「各教科の学習の記録」、「学習の総評」及び「身体の記録」の各欄については非開示事由該当性が否定された事例。 【原告】・……教育を受ける権利に内在している教育情報の開示請求権は、学習権の内容として……憲法二六条の保障を受ける。 ・調査書は生徒が進学すべき学校を選定する際の貴重な判断資料であるから開示されるべきである。……自分の進学先を決めることは……子供の学習権に属する事柄でもあり、このためにも調査書の開示が必要である。 【裁判所】・……本件条例で定められている情報開示請求権は、憲法……から直接導き出されるものではなく、本件条例により創設的に認められた権利であるというべきである。したがって、どのようなものを開示請求の対象とするかは、条例の制定権者が諸種の事情を検討、総合判断し、その裁量において決定すべき事柄であり、……調査書についても、自己情報のコントロール権、あるいは、教育の自由・学習権に基づき、当然に本人に開示されるべきであるとすることはできない。
7	旭川地判平5年10月26日訟月40巻10号2464頁／特殊学級入級処分取消訴訟第一審判決／一部却下、一部棄却、一部認容 ◎公立学校入学に際して、心身障害を有する子供を普通学級と特殊学級のいずれに入級させるかの決定は、学校教育法２８条３項により校長の権限に属し、子供及びその親にそれを選択する権利はない。 【原告】・憲法二六条一項が保障する教育を受ける権利は、……学習権を保障したものと解すべきであり、また、同条二項は、親がその保護する子女に対し普通教育を受けさせる義務を負うと定めるが、これは、その反面として、憲法が、全ての子どもに対し、普通教育を受ける権利を保障したことを意味する。 ・心身障害を有する子どもを普通学級とは分離された特殊学級に所属させるならば、不当な疎外の状況にさらされ、……屈折した心理のもとに子どもを置くことになって、……憲法二六条が保障する教育を受ける権利を侵害する結果となる。 【裁判所】・……憲法二六条一項の「教育を受ける権利」を子どもの学習する権利を中心として考えなければならないとしても、同条が、子どもに対し、自己に施されるべき教育の環境ないし教育内容を、当該子ども自らが決定する権能まで付与したものであるとの解釈は、前述した同条の社会権的性格に照らし、到底導き出すことができない。また、実質的に考えても、子どもが学習権の主体であるからといって、人格の未熟を前提にその完成を目指すために教育を受ける子どもが、自ら

	教育環境も含めた教育内容を決定できるという議論は、およそ健全な社会常識に合致しないものと思料される。 ・……心身障害を有する子どもに対する学習権保障のあるべき内容は、憲法二六条の規定から自動的に決まる問題ではなく、その時々におけるいわゆる障害児教育に関する科学と実践及び学校教育体系全体とのかかわりにおける様々な評価や、これらについての利害関係者の議論を踏まえた上で、極めて合目的的に判断されるべき事柄である。
8	福岡高宮崎支判平5年3月22日判タ813号146頁／宮崎県立大宮第二高校懲戒処分取消請求訴訟控訴審判決／控訴棄却 ◎高等学校教諭らの校長排斥行為、校務分掌業務拒否、授業放棄、校長室不法占拠、卒業式妨害等を理由とする懲戒処分（減給および停職）につき、裁量権の濫用はないとされた事例。 【裁判所】・……控訴人らは、右は生徒間の無用の混乱を回避し、整然とした行動をとらせるためのやむをえない措置であったと主張するが、控訴人らの授業放棄自体が違法であるうえに、右行為は授業を受けている生徒の学習権を侵害するものであるから、右主張は到底採用できない。
9	神戸地判平5年2月22日行裁例集45巻12号2108頁／エホバの証人信徒公立高専原級留置処分事件第一審判決／請求棄却 ◎公立工業高等専門学校において、必修課目である体育の授業として履修を義務づけられた剣道の実技に、宗教団体の教義に従い参加をしなかった学生らに対して、校長がした原級留置処分は、裁量権の逸脱、濫用がみられず、右学生らの信教の自由及び学習権を侵害したとはいえない。 【裁判所】・原告らは、原告らが学生として憲法二六条……に基づく教育を受ける権利……を十分尊重されたうえ、公正、平等な教育上の評価を受け、進級し、各学年の教育を受けることができるという内容を持った学習権が認められているが、被告が代替種目の履修を認めずにした本件処分によってその学習権が侵害されたと主張する。確かに、憲法二六条が子供の学習権を規定しているのは原告らの主張するとおりであり、また、教育はその権利の充足を図りうる立場にある者の責務と解される。しかし、そのことから、教育内容を誰がどのように決定するかが当然に導き出されるわけではなく、高等専門学校における教育内容は、……国の定める大綱に従って教師が裁量的に決定すべきものである。
10	東京高判平4年10月30日判時1443号30頁／修徳高校パーマ退学訴訟控訴審判決／控訴棄却、拡張請求棄却 ◎私立高校の生徒に対し、パーマを禁止する校則及び自動車運転免許の取得を制限する校則に違反したことを理由としてされた自主退学勧告が、違法でないとされた事例。 【裁判所】・……教育は、個人の尊厳、真理、平和を求め、個性豊かな人格の完成を目指して行われなければならず、子どもは、そのような教育を要求をする権利、人格の完成を目指して学習する権利を有しているのであるから、教師、学校の行う懲戒は、生徒の人格の完成、学習権の充足にとって必要な場合にのみ、その目的に沿うように十分配慮した上で行われなければならない。
11	神戸地決平4年6月12日判時1438号50頁／行政処分執行停止申立事件／却下 ◎公立工業高等専門学校において、必須課目である体育の授業として履修を義務づけられた剣道の実技に、宗教団体の教義に従い参加をしなかった学生らに対して、校長がした進級拒否処分及び退学処分は、右学生らの信教の自由及び学習権に対する必要やむを得ない制限であり、裁量権の逸脱を認めることはできない。 【裁判所】・申立人は、……教育を受ける権利、学習権が侵害を受けたと主張する。憲法二六条は、子供の学習権を規定しており、教育はその権利の充足を図りうる立場にある者の責務と解されるが、そのことから、教育内容を誰がどのように決定するかが当然に導き出されるわけではなく、国の定める大綱に従って教師が裁量的に決定すべきものであることは、前述したとおりである。
12	東京地判平3年6月21日判時1388号3頁／修徳高校パーマ退学訴訟第一審判決／一部棄却、一部却下 ◎パーマの禁止および運転免許の取得を制限する旨の私立高校の校則違反を理由とする自主退学勧告が適法とされた事例。 【原告】・……教師、学校の行う懲戒は、生徒の人格の完成、学習権の充足にとって必要な場合に、その目的に沿うよう十分配慮したうえで行わなければならない。 【裁判所】・学校が生徒に対し事実上の懲戒措置をとる場合には、生徒の学習権を保障するために、公正な手続によるべきことが要求されると解され、とりわけ本件勧告のように生徒にもたらす不利益が大きい措置をとる場合にはより慎重な手続によることが求められ、自主退学勧告においては、勧告を受ける生徒に対し勧告の理由を認識させ、それに対する弁明の機会を保障することが最小限度必要であると解される。
13	神戸地決平3年5月16日判タ775号75頁／執行停止申立事件／却下 ◎宗教団体の教義に従つて高等専門学校第一学年の体育授業としての剣道の実技に参加すること

	を拒否した学生ら五名に対して行つた校長の原級留置処分について、右学校には裁量権の逸脱および濫用がなく、教育内容が適正に決定され、運用されているから、憲法２６条の保障する学習権が侵害されたということはできない。 【裁判所】・申立人らは、教育を受ける権利、学習権の侵害を主張する。憲法二六条は、子供の学習権を規定しており、教育はその権利の充足を図りうる立場にあるものの責務と解されるが、そのことから、教育内容を誰がどのように決定するかが当然に導き出される訳ではなく、国の定める大綱に従って教師が裁量的に決定すべきものである……。
14	宮崎地判昭63年4月28日判タ680号65頁／宮崎大宮第二高校事件／請求棄却 ◎県立高校定時制課程の分離独立に伴い、在学生を新設校に転向（原文通り、引用者注）させた措置をめぐる授業放棄等の一連の職務違反行為を理由としてなされた、教員に対する懲戒停職ないし減給処分が、裁量の範囲を超えたものではないとされた事例。 【原告】・大宮高校夜間部に入学を許可され、これを承諾して入学した生徒が、一片の了解をとる相談を受ける機会も与えられずに、大宮第二高校へ転校せしめられたことへの不満を抱いたのは蓋し当然の成り行きであった。県教育委員会がとった一方的独立と転校強制は、……生徒の学習権を無視した不当のものである。 【被告】・……授業を受けている生徒は自己の当然の権利として授業を受けているのであり、……それを原告ら教師が多数決で決定したのだからそれに従えと生徒を指導することは、……生徒の学習権をも不当・違法に侵害するものと言わなければならない。 【裁判所】・……原告らは、生徒間の無用の混乱を回避し、整然とした行動をとらせるためのやむをえない措置であったと主張するが、原告らの授業放棄自体が違法であるうえに、右行為は授業を受けている生徒の学習権を侵害するものである……。
15	千葉地判昭62年10月30日判時1266号81頁／損害賠償請求事件／棄却 ◎高校でバイクの免許を取らない、乗らない、買わないのいわゆる三ない原則に違反した等の理由で、生徒に自主退学勧告をした校長の措置に、違法はないとされた事例。 【原告】・原告には憲法二六条で保障された学習権ないしは教育を受ける権利があり、バイクを通じての原告の学習ということも重視すべきである。 【裁判所】・……原告は本校が三ない原則を採用していることを承知の上本校に入学した以上、学校の規則に従うべきことは当然であり、規則違反を理由に処分を受けたとしても原告の学習権が侵害されたということができないのは勿論である。
16	東京高判昭61年3月19日最民集47巻5号4271頁／家永教科書検定第一次訴訟控訴審判決／控訴棄却、附帯控訴一部取消 ◎教科書検定に関して、教育の機会均等の確保と全国的な一定水準維持の要請のため、教育の特質等を配慮しつつ、許容される目的のために国が必要かつ合理的と認められる関与ないしは介入をすることは、教育の内容・方法に関するものであつても是認される。 【裁判所】・右の規定（憲法26条、引用者注）は、第一項において、さきに述べたような教育のもつ意義を背景として国民の国家に対する教育請求権、これを子どもの教育についていうならば、子どもの学習権の存在を明らかにし……たものであるが、右の憲法の規定からは一義的に、教育の内容及びその方法をなんびとがどのように決定すべきかについての当面の問題点を直接解決しうるような結論は直ちに導き出しえないものというほかない。
17	福岡高判昭60年12月11日行裁例集36巻11・12号1921頁／就学権確認請求事件／却下 ◎町および町教育委員会に対して子女を特定の町立小・中学校へ就学させる権利を有することの確認を求める訴は、不適法である。 【裁判所】・……子どものいわゆる学習権という憲法上の権利、理念をもつてしても、果してどのような小学校、中学校に子どもを就学させるべきかという具体的な基準は、一義的に明瞭になるとはいいがたい。
18	名古屋高決昭58年3月29日判時1083号61頁／除籍処分執行停止申立事件／却下 ◎大学のカリキュラムを否定する県立芸術大学学生の卒業作品を不合格とし、再提出を許可せず救済の機会を与えずに除籍処分をなしたことが、学長の裁量権の範囲を逸脱するものではないとされた事例。 【申立人】・除籍は、在学関係及び学生の学習権保障の基本にかかわる学校教育上の法的措置であるから、当該学生の学習権保障を十分にする手続が必要である。 【裁判所】・けだし、いかに学生の学習権の保障のため、教育的配慮をつくすべきであるといっても、そこには、自ら限界が存し、明らかに芸大卒業生の名に価いしない、成績不良の学生までも、無理して卒業させなければならない義務が芸大当局に存するとは解せられないからである。 ・元来大学における学生は、教育を受ける立場にあり、学習権というも、それは、あくまで、大学

	所定のカリキュラムに従うことが要請されるのであり、大学における教育方針と全く対立する独自の学習を、大学の正規の課程において実践することは、許されないことであることは多言を要しない……。
19	大阪地決昭57年8月27日判時1057号96頁／体育館取毀禁止仮処分申請事件／却下 ◎生徒急増に対応するため私立学校が計画した体育館の改築工事に対して生徒から求めた教育を受ける権利の侵害を理由とする工事禁止の仮処分申請につき、憲法二六条一項は、……私人相互の関係を直接規律することを予定するものではないから、学校法人とはいえ私法人に過ぎない私立学校に対し同法の同条項に基づいて直接具体的な何らかの権利を取得することはないとして教育を受ける権利そのものを被保全権利とする仮処分申請が認められなかつた事例。 【裁判所】・……憲法第二六条の規定は、もっぱら国又は公共団体と個人（国民）との関係を規律するものであって、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。従って、申請人らが、学校法人とはいえ私法人にすぎない被申請人に対し、憲法の右条項に基づいて直接具体的な何らかの権利を取得することはあり得ない……。
20	東京高判昭57年5月19日高民集35巻2号105頁／麹町中学内申書事件控訴審判決／変更、棄却 ◎学習権および進学権が万人に保障されたものであるとしても、高校への入学選抜の資料とするための中学校の調査書が本人に有利にしか働かないとすることはできず、公立中学校の調査書に本人に不利となりうる記載があることをもつて、調査書作成・提出行為が違法となるわけではないとされた事例。 【控訴人】・……被控訴人は、本件調査書の作成提出行為は、教育を受ける権利ないし学習権の内容をなす進学権を侵害するものであつて、憲法二六条……に違反する旨主張するが、憲法二六条所定の教育を受ける権利は、いわゆる社会権的基本権の一種であり、同条は、実定法の規定を超えて高等学校へ進学する具体的権利を容認したものではない。 【被控訴人】・……この権利（教育を受ける権利ないし学習権、引用者注）は、人間である以上当然に認められる基本的人権であるから、この権利の一内容をなす公正手続による進学の機会を保障される権利（進学権）を恣意的に侵すことは許されないのである。 【裁判所】・……被控訴人のいう学習権あるいは進学権が万人に保障されたものであるにしても、各人の能力に応じた分量的制約を伴うものであることは……明らかで、進学に際し、上級学校によつてなされる能力による選抜が当然視されるのもその故である。……（中略）……。……本人にとつて有利にしか働かない調査書制度なるものを想定することは不可能である。 ・……被控訴人は中学校を卒業しようとする者は、学習権の一内容として卒業式に出席する権利を有し、この権利は中学校長の学校管理運営権限をもつてしても制限しえないものであると主張するが、そのような具体的な学習権を実定法上認めるべき根拠はないし……教育を施す側とこれを受ける側の協調なくしては成立しえないものであるから、中学校生徒の学校に対する学習権とは本質的に受動的な学校側あるいは教師側に協調しつつ教育を受け取る権利（憲法二六条も「教育を受ける権利」という表現を用いている。）であつて……。
21	札幌地判昭56年11月16日判時1049号110頁／慰藉料請求事件／棄却 ◎公立商業高校において成績不良により生徒に対し原級留置の措置をとつたとしても、成績評定に不合理な点はなく、各担当教師は当該生徒に対し個別的指導をするほかに、保護者を呼出して面談し原級留置になるかも知れないので勉学に励むように告げていたこと、成績不良は生徒に学習意欲が欠けていたためであることを考慮すれば、担当教師らが生徒の学習権を違法に侵害したものと認めることはできない。 【裁判所】・……子ども、生徒の学習する権利は、個別的な学校の設置主体とそこに在学する個々の生徒との間の法律関係においては、後者の前者に対する私法上の権利としての性質を帯びると解せられる（以下、右私法上の権利としての生徒の学習する権利を「学習権」という。）。 ・……成績評定の具体的な基準の設定、判断などが教育的裁量に委ねられるのは、究極的には、生徒の学習権を保障するためであるから、成績評定の具体的な基準の設定、判断などにあたっては、生徒の学習権を不当に侵害しないように、客観的に公正かつ平等になされるべく配慮しなければならないものであり、殊に成績評定が具体的事実に基づかないか、成績評定に影響を及ぼすべき前提事実に誤認がある場合、成績評定の基準を無視し、恣意的に成績評定をした場合、又は著しく合理性を欠く基準により成績評定をした場合には、……生徒の学習権を違法に侵害するものというべきである。 ・……単位不認定、原級留置が具体的事実に基づかないか、単位不認定、原級留置に影響を及ぼすべき前提事実に誤認があるとき、単位認定、原級留置の基準を無視し、恣意的に単位不認定、原級留置としたとき、若しくは著しく合理性を欠く基準により単位不認定、原級留置としたとき、又は単位不認定、原級留置の決定手続自体に著しい瑕疵があるときには、……生徒の学習権を違法に侵害するものというべきである。

	・……著しく合理性を欠く単位認定、原級留置の基準により単位不認定、原級留置としたときには、……生徒の学習権を違法に侵害するものというべきである。 ・……各科目担当の教師は、……当該科目につき授業などにおける教育指導の具体的な内容、方法などを編成する権能を有するものというべきであるところ、……各科目担当教師の広汎な教育的裁量に委ねられていると解するのが相当である。もっとも、その内容、方法が著しく教育的配慮を欠く場合、殊に科目担当教師が成績不振の生徒に対し、これを全く無視して何ら教育指導をしなかったようなときには、……生徒の学習権を違法に侵害するものというべきである。 ・……クラス担当の教師は、……担当クラスの生徒の学校生活をめぐる学習及び生活の両面にわたって助言指導するなどの権能を有するものというべきであるが、……広汎な教育的裁量に委ねられていると解するのが相当である。もっとも、その行使又は不行使が、著しく教育的配慮を欠く場合、殊にクラス担当教師が成績不振の生徒に対し、これを全く無視して何らの学習及び生活指導をしなかったようなときには、……生徒の学習権を違法に侵害するものというべきである。
22	東京地判昭54年3月28日判時921号18頁／麹町中学内申書事件第一審判決／一部認容、一部棄却 ◎高校不合格といわゆる内申書における行動および性格の記録欄の「基本的な生活習慣」その他の三項目についてされたC評定との間に相当因果関係があり、かつ、右C評定がいずれも教師の教育評価権の裁量の範囲を逸脱した違法なものであるとして、当該生徒からの学習権侵害を理由とする東京都および特別区に対する損害賠償請求が認められた事例。 【裁判所】・……分類評定及び理由の付記は、生徒の右学習権を不当に侵害しないように、客観的に公正かつ平等にされるべきであることはいうまでもない。したがつて、評定が具体的な事実に基づかないか、評定に影響を及ぼすべき前提事実の認定に誤りがあつた場合、又は非合理的もしくは違法な理由もしくは基準に基づいて分類された場合等には、当該評定は……違法というべきである。 ・……卒業式は……教育活動そのものの一環であり、生徒にとつて中学校時代の最後の学習をする場である。……全卒業生及び教師の参加する卒業式が実施される場合には、この式への参加は、生徒の教育を受ける権利すなわち学習権の内容をなすものというべきであり、生徒はこれに出席する権利を有するものというべきである。

ことと，憲法26条の表現から学習権は本質的に受動的で，学校・教師側から教育を受け取る権利であることにある。

・小学校長は，特殊学級に所属する個々の児童について，具体的な教育計画を策定する義務を当然に負っていると解するのは相当ではない(4)

これは，学習者の個別的な教育計画の作為請求権は否認するが，障害の程度に応じた特別の配慮と，個性に応じたより弾力的な対応を保障するために，学習権の反射として教師の裁量を保障することによって，結果的に学習権を保障するという論理に拠っている。

②発達権

②−1　承認するもの

・誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制する国家的介入は許されない(2)

これは，学習内容に関する国からの不当な介入の拒否を承認するものであり，学習権の自由権的側面の典型的な例である。

・教師，学校の行う懲戒は，生徒の学習権の充足にとって必要な場合にのみ，その目的に沿うように十分配慮した上で行われなければならない(10)
・学校が生徒に対し事実上の懲戒措置をとるにあたり，とりわけ不利益が大きい措置がとられる場合にはより慎重な手続によること，自主退学勧告においては，勧告の理由を認識させ，弁解の機会を保障することが必要である(12)
・成績評定の具体的な基準の設定，判断などにあたり，成績評定が具体的事実に基づかない場合，成績評定に影響を及ぼすべき前提事実に誤認がある場合，成績評定の基準を無視して恣意的に成績評定をした場合，著しく合理性を欠く基準により成績評定をした場合に，生徒の学習権は侵害される(21,22)

・単位不認定，原級留置が具体的事実に基づかないか，単位不認定，原級留置に影響を及ぼすべき前提事実に誤認があるとき，単位認定，原級留置の基準を無視し，恣意的に単位不認定，原級留置としたとき，著しく合理性を欠く基準により単位不認定，原級留置としたとき，単位不認定，原級留置の決定手続自体に著しい瑕疵があるとき，生徒の学習権は侵害される(21)
・著しく合理性を欠く単位認定，原級留置の基準により単位不認定，原級留置としたとき，生徒の学習権は侵害される(21)

これらは，学習権をもって，不正・不平等・非合理的な懲戒，成績評定，単位不認定，原級留置の拒否を承認するものである。

②−2　否認するもの
・学習権の規定から教育内容を誰がどのように決定するかは当然に導き出されるわけではない(2, 9, 11, 13, 16)
・個々の生徒がどのような内容の教育を受けるかについて，国・自治体に対して具体的に要求することはできない(3)
・学習権に基づき調査書を本人に開示すべきであるとすることはできない(6)
・学習権をもってしても，どのような小・中学校に子どもを就学させるべきかという具体的な基準は明らかにならない(17)

これらは，学習権の自由権的側面が保障されるよう国に対して条件整備を請求する権利を否認するものである。その論理は，憲法26条が学習権の理念を抽象的に規定するものではあっても，その具体的な権利内容は明らかでないため承認できないというものであり，結果的に国の裁量を容認している。

・子どもが自ら教育環境も含めた教育内容を決定できるという議論は，およそ健全な社会常識に合致しない(7)

これは，人格や判断能力の未熟を原因として，学習者の教育内容決定権を否認するという論理に拠っている。

・学校の規則に違反したことを理由に処分を受けたとしても，学習権が侵害されたということはできない(15)
・学習権といっても，大学における教育方針と全く対立する独自の学習を，大学の正規の課程において実践することは許されない(18)

これらは，学習者が校則や大学所定のカリキュラムに従わない場合には，規定の処分により学校が学習者の学習行為に介入したとしても，裁量権の逸脱がない限り，学習権を侵害されたということはできないという論理に拠っている。

③教育へのアクセス権…なし

④公教育運営への参加権…なし

⑤権利内容の全体に関わるもの
・授業などにおける教育指導の内容・方法が著しく教育的配慮を欠く場合，殊に科目担当教師が成績不振の生徒に対し，これを全く無視して何ら教育指導をしなかったようなとき，生徒の学習権を侵害する(21)
・クラス担当教師の，生徒の学校生活をめぐる学習及び生活の両面にわたって助言指導するなどの権能について，その行使・不行使が，著しく教育的配慮を欠く場合，殊にクラス担当教師が成績不振の生徒に対し，これを全く無視して何らの学習及び生活指導をしなかったようなとき，生徒の学習権を侵害する(21)

これらは，学習権の両側面が同時に記述されたものである。例えば，授業などにおける教育指導の内容・方法が著しく教育的配慮を欠く場合にそのような授業を拒否できるのは，②−1(2)と同様に不当な介入を拒否するという自由権的側面であるが，何ら教育指導をしなかったようなときに教育指導を請求できるのは，①−1(8, 14)と同様に授業の実施を請求するという社会権的側面である。

・学習権をもって学校法人等の私人に対し直接具体的な何らかの権利を取得することはできない(19)

・学習権は，個々の生徒の，個別的な学校の設置主体に対する私法上の権利としての性質を帯びる(21)

これらは，学習権の権利内容と関連して，その保障を請求しうる対象についても議論が存在していることを示している。

学習権の両側面について，裁判において争点になりやすい傾向と承認されやすい傾向を把握するため，分類の結果を量的に整理すると，表3のようになる(5)。

4．考察

量的にみると，22件の判例から，学習者を権利主体とする学習権の権利内容に触れた記述は33件抽出された。これらの記述の内容を結城(2007)の4区分を枠組みとして分類すると，学習権の自由権的側面を示す②発達権が18件と，社会権的側面を示す①ミニマムの保障を求める基本権の11件と比べて多かった。②の方が①よりも裁判で争点になりやすいということがいえる。これは，そもそも学習権という概念が教育を受ける権利の自由権的側面を強調して解釈するものであることを考えれば，自然な結果である。

その一方で，それぞれの権利内容が承認されたか否認されたかをみると，①においては，権利内容を承認するものが11件中9件とほとんどであったのに対し，②においては，権利内容を否認するものが18件中11件と過半数をしめている。②の方が，①よりも学習権の権利内容が承認され難いということがいえる。これは，②−2の結果から考察するに，自由を請求するという②の性質上，自由を請求できるだけの学習者の判断能力や，校則・カリキュラムの規定との調整が問われることが要因である。

質的にみると，社会権的側面については，典型的には授業の実施や教育的配慮を請求することが承認されていた。卒業式に出席する権利については①−1(22)が承認する一方，①−2(20)は否認するという正反対の判断が表れていた。検討すると，たとえ卒業式に出席する権利について「実定法上認めるべき根拠はな」(20)く学習権が受動的な権利だとしても，卒業式に出席する学習者の権利を否認した場合，教師が学習者について「学習をする場」(22)である卒業式に恣意的に出席させず学習の機会を奪ったとしても法的な問題が生じないという，不合理な帰結にいたると考えられる。

自由権的側面については，典型的には学習内容について国からの不当な介入を拒否することが承認されていたほか，不当な懲戒・原級留置を拒否することも承認されていた。その一方で，学習権の規定が抽象的であるために権利内容が明らかでないという批判が存在した。例えば②−2(6)では，原告は「教育情報の開示請求権は学習権の内容として憲法二六条の保障を受ける」と主張したが，裁判所は「憲法から直接導き出されるものではなく，本件条例により創設的に認められた権利であるというべきである」と判断されていた。

5．結論と今後の課題

学習権は，教育を受ける権利の自由権的側面を強調して学習者に保障しようとしてきた。しかし，判例から学習権の権利内容を分析すると，その権利内容は，確かに自由権的側面の方が社会権的側面よりも裁判で争点になってきたが，承認はされてこなかった。そのため，教育を受ける権利の自由権的側面における権利内容も，承認されてこなかったということが明らかになった。

表3　判例にみる学習権の権利内容の件数の内訳

	①ミニマムの保障を求める基本権	②発達権	③教育へのアクセス権	④公教育運営への参加権	⑤権利内容の全体に関わるもの
承認するもの	9	7	0	0	4
否認するもの	2	11	0	0	

今後，教育を受ける権利の自由権的側面における権利内容を明らかにするためには，学習権との関係における，自由を請求できるだけの学習者の判断能力に関する原理や，校則・カリキュラムの規定との調整に関する原理を明らかにする必要がある。

注

（1）URL は http://www.d1-law.com/（参照年月日：2015.10.28）。

（2）検索結果として示される判例の一覧については松原（2014）を参照（2014年6月時点の情報）。

（3）同一の事件でも，審級により「学習権」という語を用いるか否かが異なる場合がある。ここでは「学習権」という語を用いる判例のみを対象とする。

（4）22件の判例における，裁判所が「学習権」という語を用いる箇所すべての前後の文脈については，松原（2014）を参照。ただし，本稿の表2は，松原（2014）の表2と異なり，対象を学習権の権利内容に関する記述を含む判例に限定し，裁判の要旨を記載した上で，記述は容認または否認されている権利内容を把握できる程度に留め，さらに把握に必要な原告・被告等による記述を含めている。

（5）異なる判例において同じ権利内容が記述されている場合は，判例ごとに件数を数える。

引用文献

・植野妙実子（2014）「憲法価値と公教育」日本教育法学会[編]『教育法の現代的争点』法律文化社, pp. 26－31.

・大島佳代子（2013）「『教育を受ける権利』の意義・再考」同志社法学会[編]『同志社法学』360-Ⅰ, 同志社法学会, pp. 413－438.

・兼子仁（1978）『法律学全集16-Ⅰ　教育法〔新版〕』有斐閣.

・君塚正臣（2011）「社会権としての『教育を受ける権利』の再検討―その過拡大再考の提言―」『横浜国際社会科学研究』15(5), 横浜国際社会科学学会, pp. 1－26.

・第一法規株式会社（2014a）「D1-Law.com」ウェブサイト「収録内容・更新情報」ウェブページ, http://mypage.d1-law.com/dh_m/RecInfo（参照年月日：2014.12.2）.

・第一法規株式会社（2014b）「D1-Law.com」ウェブサイト「D1-Law.com 判例体系 出典一覧」ウェブページ, http://mypage.d1-law.com/dh_m/Syutten（参照年月日：2014.12.2）.

・堀尾輝久（1971）『現代教育の思想と構造』岩波書店.

・堀尾輝久（1979）『現代日本の教育思想―学習権の思想と「能力主義」批判の視座―』青木書店.

・牧柾名（1971）『教育権』新日本出版社.

・牧柾名（2002）「学習権」安彦忠彦, 新井郁男, 飯長喜一郎, 井口磯夫, 木原孝博, 児島邦宏, 堀口秀嗣[編]『新版　現代学校教育大事典　1』ぎょうせい, pp. 326－328.

・松原悠（2014）「判例における『学習権』の取り扱いに関する研究―学習者の学習の自由に着目して―」『教育制度研究紀要』9, 筑波大学教育制度研究室, pp. 23-54.

・籾岡宏成（2013）「『教育を受ける権利』の法的性質をめぐる覚書―旭川学力テスト事件判決を読み直す―」『北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）』64(1), 北海道教育大学, pp. 93－106.

・結城忠（2007）『生徒の法的地位』教育開発研究所.

Content of Rights from the Aspect of Civil Liberties and the Right to Receive Education: Focusing on Judicial Precedents about the Right to Learn

Yu MATSUBARA

The right to learn theory sets the freedom to learn as a basic principle and emphatically interprets that the right to receive education is derived not only from the aspect of social rights but also from the aspect of civil liberties. The purpose of this paper is to clarify from what logic the content of rights from the aspect of civil liberties on the right to receive education is approved by the concept of the right to learn by means of analyzing judicial precedents about the right to learn and considering the meaning of interpreting the right to receive education as the right to learn.

Quantitatively, there were 33 descriptions found about the content of rights on the right to learn extracted from 22 judicial precedents. From the aspect of civil liberties, there were 11 descriptions denying the content of rights from 18 judicial precedents, meaning more than half the cases, while from the aspect of social rights, there were 9 descriptions approving the content of rights from 11 judicial precedents, meaning nearly 90%. Based on this outcome, it can be considered that the content of rights is more difficult to gain approval from the aspect of civil liberties than from the aspect of social rights.

Qualitatively, from the aspect of civil liberties, learners typically found approval to demand classes and educational consideration. From the aspect of civil liberties, learners typically found approval to refuse unreasonable interference about educational content, and unreasonable reprimands as well as grade repetition. On the other hand, there has been criticism that provisions of the right to learn are too abstract to clarify its content of rights.

What relationship does the content of rights from the aspect of civil liberties of the right to learn have with provisions of school regulations or curriculums, and the judgment ability of learners? Remaining problems will lead to the development of a theory based on these points of view.